

令和7年度 いじめ防止対策学校基本方針

井原市立野上小学校

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。

すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境をつくっていかねばならない。

学校、家庭、地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなければならない。

【いじめに対する基本認識と全教職員による対応】

- 1 いじめは決して許されるものではないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たる。

【いじめの未然防止のための取り組み】

- 2 いじめはすべての児童に起きる可能性があるものとして未然防止の取り組みを行うことが、最も合理的で最も有効な対策となる。

【未然防止の基本】

- 3 未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。
居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童が様々なストレスに囲まれたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減る。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことができる。

【日々の学校生活の改善】

- 4 児童にストレスをもたらす最大のストレスは、友人関係にまつわる嫌なできごと、次いで人に負けたくないという過度の競争意識、そして勉強にまつわる嫌なできごとが続く。児童が学校で過ごす時間の中で一番長いのは授業時間。授業が児童のストレスになっていないか、授業の中で児童のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に児童の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイント。
そこで、分かる授業づくりを進める、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫することから始める。

【分かる授業と学力向上・生徒指導】

- 5 すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。
学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、児童の学力を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。授業中は授業だけ、生徒指導の取り組みは授業以外の行事等の場面で、という考え方は捨てるべき。

【授業改善と学校全体の取り組み】

- 6 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、

いじめ防止のための年間計画に位置づけるなどして実施していく。そして、分かる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。

【授業中の規律】

- 7 授業中の規律の問題も、互いの授業を見合う、見せ合うことによって改善・解決していくものと考え。チャイムが鳴ったら着席するという習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、互いに参考にしたり、学校としてそろえていくべきである。

また、コミュニケーション能力を育むには、日々の授業の中で当たり前発表したり聴いたりする姿勢を育てていけるように指導を見直していく必要がある。

【授業に関連した教師の注意点】

- 8 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする例もあるので注意が必要。

深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじめている児童や、まわりで見えたり、はやし立てたりしている児童を容認することになりかねない。障害（発達障害を含む）をもつ児童についての理解を深めることも、認識や言動を改めるうえで必要である。

【授業以外の改善点】

- 9 友人関係のストレスは勉強とともに大きな要因である。友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することが重要になる。

そこで、社会体験や生活体験の機会を計画的に配置し、児童自身が自ら気づく・学ぶ機会を提供していく。また、交流教育として、小中や小小の連携のもとで共通の行事を計画していく。

【社会体験・生活体験の目的】

- 10 単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、個々の児童の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して、場や機会を提供していく。

【社会体験・生活体験の必要性】

- 11 いじめがいけないことを知識や情報として知っていたとしても、自分の気持ちや態度を抑えられない児童は少なくない。年齢に見合った社会性が育っていない児童には、社会体験や生活体験の場や機会の提供が必要になる。

相手の存在や尊厳を認めることのできる児童は、自分自身が他者から認められていたり、認められた体験をもっていたりする児童である。自分も認めてもらっている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできる。

【ストレスを抱えている児童】

- 12 ストレスを抱えている児童には、訓練で変えようとする前に、ストレスを生まない学校づくりを進める、少しぐらいのストレスがあっても負けない自信を育む、他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスをコントロールするなど、様々な方法で行う。

【児童会での取り組み】

- 13 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけが大切である。

そのために、すべての児童がいじめの問題への取り組みについての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうか、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

【早期発見の基本】

- 14 ①児童のささいな変化に気づくこと。

②気づいた情報を確実に共有すること。

③情報に基づき速やかに対応すること。

児童の変化に気づかずにいじめを見逃したり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

【早期発見に必要なこと】

- 15 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5W1Hを付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。（但し、個人情報の管理には注意。）そうして得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかったというよりも、そうしたささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化していく。「早期発見」「早期対応」を心がける必要がある。

【ささいな変化に気づくために】

- 16 例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て聞くということも大切である。クラスの様子は、机やロッカー、掃除道具からもうかがえる。保健室の様子を聞くことも重要。また、保護者に協力してもらい、家庭で気になった様子はないか把握する。積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を工夫する。

【気軽に相談されるために】

- 17 普段から子どもの生活を把握するための生活アンケートや定期的な個人面談を行う。それでも、被害者がいじめに関して自ら相談するというのは、なかなか難しいと考えられる。とりわけ「暴力を伴わないいじめ」の場合、第三者に話すことすら苦痛や屈辱と考えることもある。児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないようにする。やっとの思いで相談したのに、うるさがられた、後で話を聞くといって対応してもらえなかった等のないようにする。聞いた内容は、5W1Hを簡単にメモし、後で情報を共有できるようにする。直接、教職員に話をするのをためらうことも考えられる。「24時間いじめ相談ダイヤル」等を周知するようにする。

【調査等のみに依存しない】

- 18 「暴力を伴わないいじめ」は、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まる 경우가少なくない。いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではない。運良く調査等で発見できる場合もあるが、調査実施後に起きた行為は把握できないし、記名式の場合には素直に答えないこともある。特別な調査等のみに依存する前に、教職員が普段から児童への態度や関わり方を見直すことから始める。

【暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃したら】

- 19 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃したら、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、児童が遊びやふざけを言おうとも、暴力的行為を止める。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったのかを、「組織」の担当者にすみやかに報告する。

【いじめの疑いがあるような行為が発見された場合の手順】

- 20 いじめ対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、この「組織」が責任をもつ。問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消

になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。

【「組織」の判断と権限】

- 21 通常考えられるいじめの対応は、この「組織」が行う。ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、学校設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

【被害児童保護者への支援、加害児童保護者への助言の際の注意点】

- 22 一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされること。ただし、あくまでも組織としての対応を行う。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

- 23 いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。年間計画に位置づけられた取り組みを利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

【ネット上のいじめへの対応】

- 24 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、井原市教育委員会と相談しながら対応を考えていく。文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」も参考にする。

必要に応じて法務局（岡山地方法務局笠岡支局）の協力を求めたり、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに井原警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。また、学校における情報モラル教育を進めていく。

年間計画

【年間の取り組みについての見直しを行う時期（PDCA サイクルの期間）の決定】

- 1 夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日に行う。

【「取り組み評価アンケート」、「組織」会議、校内研修会等の実施時期の決定】

- 2 「取り組み評価アンケート」は、6月（第1回）、10月（第2回）、1月（第3回）をめどに実施する。集計はすぐに行い、「組織」会議及び校内研修会を全教職員で行う。また、年度当初には、新たなメンバーによる最初の会議を行う。

【未然防止の取り組みの年間計画決定】

- 3 全校の取り組みをPDCA サイクルの期間内に少なくとも1回は取り組む形で、全学年の年間計画を組む。学級担任の力量や熱意に大きく依存した学級任せの取り組みではなく、体系的・組織的な取り組みを学校全体で進めていくことが重要。

【個別面談・教育相談の時期や回数の決定】

- 4 全員の児童が学級担任等と話をする時期を、6月・12月・2月とする。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(いじめ防止対策推進法 22 条)

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（いじめ対策委員会）

校長以下全職員

重大な事態（同法 28 条①）

必要に応じて

野上地区民生児童委員 5 名 スクールソーシャルワーカー 児童相談所
学校評議員会

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに、井原警察署へ。

「重大な事態」と判断された場合

井原市教育委員会へ報告し、指示に従って必要な対応を行う。

重大事態の発見と調査

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる）

調査の主体は学校の設置者または学校

調査を行うための組織

- ・ 学校の設置者が調査主体となる場合
公立学校の場合、第 14 条第 3 項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい。
事実関係を明確にするための調査の実施
- ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
 - ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施。
 - イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対する情報を適切に提供する責任
学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要。
- ・ 調査結果の報告
希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。